

(写)

環影第12号  
令和6年11月15日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県環境影響評価審査会  
会長 神谷 浩二



六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る  
環境影響評価方法書に対する意見書について

令和6年6月14日付けで株式会社アルトから岐阜県に提出があった六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について、当審査会の意見は別紙のとおりです。

## 六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に対する岐阜県環境影響評価審査会意見

本事業は、標高 1000mを超える有数の寒冷地である岐阜県高山市六厩地域内の自然豊かな森林域において、約 40.6ha の土地開発を行い、新たに約 10.6ha の産業廃棄物最終処分場を建設しようとするものである。

28年の長期にわたり、高さ約 115mの廃棄物の埋立てや盛土が計画され、本事業の計画地近隣には、別荘地等の住居や水道水源も存在しており、地域住民及び関係者（以下「地域住民等」という。）への環境影響が懸念される。

また、地域住民等からは、事業者からの説明が十分に行われていないとの意見、近年頻発・激甚化している災害発生時の安全性や地域環境に関する不安の声が数多く寄せられている。

事業者においては、こうした点を踏まえ、以下の事項について十分に検討したうえで、環境影響評価の手續において、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に反映されたい。

なお、調査の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できないなど環境保全上の支障が想定される場合は、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、必要に応じて環境の保全の観点から事業の内容の見直しを検討されたい。

### Ⅰ 総括的事項

- 1 本事業計画地には、隣接して別荘地が存在し、排水処理施設の直下流には別荘地住民が利用する水源が存在するほか、周辺環境への配慮が特に必要な地域であることを踏まえ、法令等の規制基準の遵守はもとより、最大限の環境負荷の低減に取り組むこと。
- 2 長期間にわたる事業全体の環境保全に対する事業者の対策・姿勢を含め、地域住民等へ丁寧な説明を行うとともに適正な配慮を行うこと。  
また、事業内容に関する変更点が生じた場合には、速やかに地域住民等に対して情報提供を行うこと。
- 3 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加の調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
- 4 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、影響予測の不確実性が伴う場合には、事後調査の実施を検討し、事後調査計画を準備書において明らかにすること。  
また、環境影響の調査、予測及び評価に当たって他事業を参考にすることは、

当該事業の内容に併せ、参考とした理由を準備書において明らかにすること。

- 5 対象事業実施区域やその周辺における気象状況を現地調査により詳細に把握し、特に本事業計画地が積雪・寒冷地域であることによる影響（積雪荷重、凍結・凍上、雪崩、融雪）に対して、本事業の施設、工作物に係る事業者の対策について、準備書において明らかにすること。

また、準備書の作成に当たっては、これら地域の気候特性を十分に検討したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

- 6 近年、頻発・激甚化している集中豪雨による影響に対して、本事業の施設、工作物に係る事業者の対策について、準備書において明らかにすること。

また、準備書の作成に当たっては、これら気象状況を十分に検討したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

- 7 準備書の作成に用いる環境影響評価に関する指針・手引書等のマニュアルや、文献調査に用いる参考文献は、最新の知見や技術を取り入れたものを使用するとともに、記載内容については正確を期すこと。

また、使用する用語を整理し、統一を図ること。

- 8 現地調査の調査時期及び調査地点については、具体的な時期、地域・地点及び選定した理由を準備書において明らかにすること。

また、予測対象時期についても、具体的な時期を準備書において明らかにすること。

## II 個別事項

### 1 大気質・悪臭

対象事業実施区域及びその周辺について、地形等の地域特性を把握したうえで、地形、標高差による空気の流れを考慮し、大気質や悪臭の調査、予測及び評価を適切に行うこと。

### 2 水質・底質・地下水

- (1) 対象事業実施区域周辺における表流水及び地下水の利用の状況（以下「水利用」という。）について、地域住民等へヒアリングを実施する等により実態（利用者数、利用状況、構造（深度、水位等）等）をそれぞれ詳細に把握すること。

また、事業による水利用に与える影響を把握し得る地点について、その選定理由とともに準備書において明らかにし、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

なお、水利用への影響が予測される場合には、影響を最大限回避する措置を

検討すること。

- (2) 水利用への影響が懸念されるため、万が一の遮水シートの破損、洪水調整池及び浸出水処理施設の機能不全や容量不足、受入れを想定していない廃棄物の混入、その他想定されるリスクに対する水質・底質・地下水、土壌への影響を回避・低減する取組みについて十分に検討し、準備書において明らかにすること。
- (3) 環境影響要因「工作物等の存在（最終処分場の存在）」について、対象事業実施区域内には最終処分場以外に、複数の工作物（搬入道路、土捨て場、覆土仮置場等）が存在することを考慮し、水質・底質・地下水を評価項目として選定するとともに、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (4) 本事業は長期的な事業活動が計画されており、将来にわたり水利用への影響が懸念されるため、排水基準が適用されない化学物質についても最新の知見を収集し、その動向を踏まえて調査等を行うこと。
- (5) 地下水に関して実施予定の数値解析（三次元地下水流動解析ほか）は、推定であることを前提とし、対象事業実施区域の周辺も含めた現地調査（ボーリング、流向調査等）によるデータを十分に反映したうえで、予測及び評価を適切に行うこと。
- (6) 対象事業実施区域からの放流水が、放流先河川において低水流量時に100倍に希釈される地点について準備書において明らかにしたうえで、必要に応じて関係地域の範囲を見直すこと。

### 3 土壌

- (1) 土壌調査について、自然由来の重金属や黄鉄鉱の存在を考慮したうえで、事業の開発行為や周辺の土地利用を踏まえ、それらによる影響が把握できる調査地点及び深度方向の選定を行うとともに、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (2) 水利用への影響が懸念されるため、万が一の遮水シートの破損、洪水調整池及び浸出水処理施設の機能不全や容量不足、受入れを想定していない廃棄物の混入、その他想定されるリスクに対する水質・底質・地下水、土壌への影響を回避・低減する取組みについて十分に検討し、準備書において明らかにすること。（再掲）

#### 4 騒音

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺の騒音に係る環境の現況は、環境基準を下回ると予想され、音風景的価値のある場所であるため、環境基準の達成のみでなく、現況を十分に考慮のうえ、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

さらに、現況を可能な限り悪化させないように配慮した措置を十分に検討すること。

- (2) 山地、谷地形など、当地における地形等の特徴や、音源から受音点の見通しの有無により影響が変化することを踏まえ、適切な調査地点を選定し、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

例えば、廃棄物の埋立て工程において、音源が受音点から見えないように積み上げ方を工夫するなど、周辺への騒音に係る影響を可能な限り低減する措置を十分に検討すること。

#### 5 振動

対象事業実施に係る工事や車両の運行等による振動について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

#### 6 地盤

- (1) 対象事業実施区域は積雪・寒冷地域であることを踏まえ、積雪荷重や凍結・凍上による影響も考慮したうえで、廃棄物の埋立地や、土捨て場、覆土仮置場等の斜面の安定性を確保する計画について、準備書において明らかにすること。

また、積雪荷重や凍結・凍上による影響に対して、改変した地盤（搬入道路など）の斜面の安定性について調査、予測及び評価を適切に行うこと。

- (2) 対象事業実施区域周辺はA級活断層が通り、地震リスクが相対的に高い地域であることから、活断層の分布状況や位置、想定される最大震度を可能な限り文献調査・現地調査等により把握したうえで、地震が発生した場合における影響と、その対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺には、土砂災害特別警戒区域等（指定予定区域を含む。）が存在することから、土砂災害発生時における本事業及び本事業が周辺地域に及ぼす影響と、その対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

- (4) 本事業は、廃棄物の埋立てや、土捨て場、覆土仮置場、搬入道路等において、長期的に切土や盛土が実施され、形状が変化していく計画であることから、本事業の進捗に応じて、段階を細かく区切って安定計算を行うなど、全期間を通

じて地盤の安定性が確保されるよう、その対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

- (5) 浸出水調整槽の能力を超える浸出水が発生した際、廃棄物層内に浸出水を貯留する計画となっているが、その際の斜面やえん堤、廃棄物の埋立地の安定性について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

また、キャッピングにより浸出水量を削減する計画となっているが、運用に不備があった際の影響とその対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

- (6) 廃棄物の埋立地の安定性については、安定解析に用いた数値の妥当性や根拠を明確にし、準備書において明らかにすること。

## 7 廃棄物

伐採した木材の処理の具体的な計画について、準備書において明らかにすること。

廃棄物として処理する場合は、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

## 8 温室効果ガス

- (1) 対象事業実施区域内の森林伐採に伴う、二酸化炭素の吸収量の変化について調査、予測及び評価を適切に行うこと。

また、二酸化炭素の吸収量が減少する場合は、その対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

- (2) 森林伐採で消失するバイオマスの質と量（樹種ごとの本数、材積など）についての調査方法を具体化したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

## 9 地形・地質

対象事業実施区域周辺はA級活断層が通り、地震リスクが相対的に高い地域であることから、活断層の分布状況や位置、想定される最大震度を可能な限り文献調査・現地調査等により把握したうえで、地震が発生した場合における影響と、その対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。

(再掲)

## 10 動物

- (1) 夜行性の動物の生息状況を的確に把握するため、生息確認の夜間調査の具体的な方法を明らかにするとともに、適切な時期に回数を増やすなどして調査、予測及び評価を適切に行うこと。

- (2) 樹木の伐採や外周の囲い（フェンス等）、側溝の設置など本事業により、周辺に生息する動物への影響が生じる可能性が想定されるため、生息状況を調査したうえで、必要な対策を十分に検討（地域住民への影響に関するものも含む）し、準備書において明らかにすること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される貴重な鳥類・哺乳類の中には、生息、繁殖の際に樹洞を有する樹木を必須とする種が存在するため、繁殖に適した樹洞を有する樹木を確認したうえで、動物の調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される希少な鳥類のうち、ヤマドリ、ミゾゴイ、ハリオアマツバメ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、イヌワシ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、ブッポウソウ、アカモズ、ノジコについては、個体数が少ないことから、特に注目する種であることを踏まえ、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (5) 対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される希少な鳥類の調査（ラインセンサス法）の実施に当たっては、登山道等の人が通常使用する通路以外に溪流等の水辺環境を含めてコースを設定するなど、適切な調査ルートを選定し、調査、予測及び評価を適切に行うこと。  
また、調査ルートからの写真等により調査状況を準備書において明らかにすること。
- (6) 鳥類（猛禽類）の調査については、調査期間を2営巣期以上とし、定点観察に当たっては見通しや風向、地形を考えて適切な調査地点を選定し、調査、予測及び評価を適切に行うこと。  
また、調査地点からの写真等により調査状況を準備書において明らかにすること。
- (7) 魚類の調査においては、調査時の季節や水量によって採集種類や個体数が変化するため、水量が多い時期に調査することとし、また、産卵場所が確認された場合には、産卵時期においても調査を実施するなど、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (8) 長期的な造成工事等に伴う、周辺河川における流量の変化や土砂等の流入により、アジメドジョウ、カジカ等をはじめとする希少な魚類の生息環境が損なわれる可能性を考慮して、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

また、調査に当たっては、地域住民等へヒアリングを実施する等、生息状況を十分に確認すること。

- (9) 対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される希少種のギフチョウやゴマシジミについては、出現時期は短期間であることを考慮し、調査時期として春、初夏、夏は必ず含めるなどの確に生息が確認できる時期に十分な調査を行うなど、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (10) 生息・生育の可能性がある希少種の生態・生育環境を踏まえて、調査時期、場所及びトラップの設置地点を選定するなど、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

## 11 植物

当該地域の地質特性等、現況調査結果を踏まえ、緑化計画を十分に検討し、森林の造成、維持管理の具体的な方法、植生回復のプロセス等を準備書において明らかにすること。

## 12 触れ合い活動の場

- (1) 本事業による環境保全措置の状況や安全性を地域住民等にリアルタイムにわかりやすく伝えられるよう、例えばビオトープの設置やデータの公表等による可視化の検討を行うとともに、交流や憩いの場といった人と自然の触れ合い活動の場の形成に努めること。
- (2) 対象事業実施区域周辺の河川の利用状況（年間を通した利用の目的、時期、利用者の年齢層等）をできる限り詳細に調査し、予測及び評価を適切に行うこと。

## 13 文化財

対象事業実施区域内から新たに埋蔵文化財が発見された際は、高山市に連絡し、協議を行うこと。

## 14 景観

- (1) 対象事業実施区域の周辺には自然的・文化的な景観資源が多数存在し、特に隣接する別荘地に対して影響を及ぼすことが想定されるため、地域住民等へヒアリングを実施する等により優れた景観（眺望）を有する地点に関して情報を収集したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (2) 本事業は長期的な事業活動であることから、景観の調査、予測及び評価を適

切に行い、準備書においてコンピュータグラフィックスを用いて事業の進捗・時間経過に伴う景観の変化をできる限り詳細に示すこと。

- (3) 事業実施に係る運行車両について、周辺地域の景観との調和が図られるよう、その対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。